

平成16年(ワ)第14236号 損害賠償請求事件

原告 三井マリ子

被告 豊中市 外1名

## 原告第6準備書面

2005年12月19日

大阪地方裁判所第5民事部 合議2B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 寺 沢 勝 子

弁護士 川 西 渥 子

弁護士 大 野 町 子

弁護士 渡 辺 和 恵

弁護士 石 田 法 子

弁護士 宮 地 光 子

弁護士 長 岡 麻 寿 恵

弁護士 紀 藤 正 樹

弁護士 越 尾 邦 仁

弁護士 島 尾 恵 理

弁護士 乗 井 弥 生

弁護士 溝 上 絢 子

## 第1 寄付行為、事務局組織・事務分掌規則

### 1 寄付行為

被告財団は「寄付行為で館長職を定めていることと非常勤館長職が一時的なものであることは矛盾するものではない」と主張する。

しかしながら、寄付行為34条2項は事務局に館長並びに事務局長その他の職員を置くと定めており、寄付行為36条は寄付行為の変更について規定し、理事数の4分の3以上の議決を得かつ大阪府知事の認可を得なければ変更することができないと定めている。

寄付行為の規定は、館長職が常勤であるか非常勤であるかにかかわらない。常勤か非常勤かは勤務形態の違いであって、館長職という職位の位置づけが勤務形態の違いによって異なることはない。

非常勤館長であっても、館長職の廃止には寄付行為の変更が必要なのであり、寄付行為の変更をしなければ廃止できない程に重要な職であり、決して「立ち上げ段階の一時的なもの」ではない。

### 2 事務局組織・事務分掌規則

事務局組織・事務分掌規則5条は館長の職責について定めており、規則の変更はなされていないことは被告らも認めるところである。

被告財団は「常勤と非常勤では勤務量の絶対的な違いがあり」と主張するが常勤と非常勤では、勤務時間に差があるのだから、勤務量に違いがあることは当然である。原告は、勤務時間に差があることによる勤務量の違いについて主張しているのではない。

原告が主張するのは、館長の職務内容は2004年（平成16年）4月1日以前も以後も変わらないことおよび、これは、被告財団の事務局組織・事務分掌規則は変更されていないことから明らかであるということである。

そして、原告の就いていた館長職は決して「設立時から立ち上げ段階

の一時的なもの」ではなく、単なる「象徴」や「看板」や「広告塔」ではないということであり、その職責については被告財団の事務局組織・事務分掌規則に定められている。

館長職は常勤であろうと非常勤であろうと、他に代替性のある単純な業務でないことは事務局組織・事務分掌規則上明らかである。

## 第2 原告も被告財団も当然更新を前提に行動していた点について

### 1 5周年記念イベントについて

3周年記念事業をやめて、5周年にしたらどうかと提案したのは原告であり、被告財団が主張するような、相談主任が提案したものではない。

原告が「2年後の5周年に大きく取り組もう」と提案をしたのには理由があった。

ひとつには、当時、バックラッシュ攻撃がさかんであって、それへの対応に追われていた被告財団事務局長も他のスタッフも更に業務量が増えることになって大変であろうと考えたからである。このイベントは市民団体と共同作業を展開するのであるが、準備段階で市民団体との調整や話し合いに時間を取られることは、すてっぷオープニング事業や1周年、2周年記念事業からも十分に予測できたからである。

また、原告の過去の女性運動や労働組合での経験から毎年開催するのでは、ややもするとマンネリに陥ることがあると考えたので「2年後の5周年に大きく取り組もう」と提案したのである。

原告が5周年に大きく取り組もうと提案した時、すてっぷの運営会議参加者は、原告が館長として、5周年記念イベントに取り組む、すなわち、館長として引き続きすてっぷの事業を原告が行っていくことを当然のことと受け止めていたものである。

次に、「4、5年で退職すると考えていたのではないし、そのように

述べたことは一度もない」ことは原告の第5準備書面で述べたとおりである。

## 2 訪仏による準備について

被告財団は、「私的目的に基づく自費による渡仏」と主張するが、原告が訪仏した目的は、フランスの女性運動のポスターを蒐集することが主で、できればイベット・ルーディかまたは影響力のある女性指導者に直接面会して、日本への招聘の可能性を打診したいということであった。

フランスのポスター蒐集についてはすてっぷに展示するためのものであり、すてっぷの企画であるから、山本瑞枝事務局長はもちろん、すてっぷの職員も知っていた。

実際にも、原告は、フランスで蒐集したポスター20枚ほどを、パリから被告財団の山本瑞枝事務局長宛てに郵送している。原告の帰国後、ただちにこのフランスのポスターは展示用に準備され、2003（平成15）年9月1日から1ヶ月間、「北欧・EUポスター展 フランス編」としてすてっぷの5階展示コーナーを飾った。同時に「すてっぷギャラリーツアー」というポスターの解説付き鑑賞会も行われた。さらに、その後、2004（平成16）年3月初めから同月22日まで、「すてっぷフォーラム2004」事業の一環として再び展示されていた。

初の女性の権利省大臣で今も政治指導者として著名なイベット・ルーディには、訪仏前から面会希望を出して折衝していたが、確約はとれていなかった。フランスで面会ができたとしても、日本招請の打診まで持っていけるかどうかは全く分からなかった。実際に現地に行って直接交渉し、極めて限られた時間に日本の男女不平等の現状を話し、企画の趣旨に関心を寄せてもらうことから始めなければならない状況であった。

従って、まだ分からない状況の下で被告財団の事業としての提案することはできなかったのでしていなかった。

原告は、渡仏後に、イベット・ルーディから自宅訪問を許された。招聘元となるすてっぷの状況を説明し、目的を理解してもらって、ボランティアに近い謝礼金でも訪日してみようかと言う気持ちになってもらえるよう交渉することは、特に、初対面で英語とフランス語の混じり合った短時間の話し合いで信頼関係を築かねばできないことであり、大変困難な折衝であった。

原告がこのような困難な交渉を行い、将来、すてっぷの事業とするための下準備をしたのは、すてっぷを大きく発展させたいと強く思っていたからである。

被告らは海外から特に要人を招聘することがどんなに大変であり、下準備なくしてはできないことを知らないのである。

イベット・ルーディからポジティブな感触を得た原告は、近い将来の招聘の可能性を視野に入れ、2003（平成15）年9月の「北欧・EUポスター展 フランス編」を実施した。すなわち、蒐集したポスターの中にイベット・ルーディが関わっていたものが数点あったため、イベット・ルーディにとくに関心を持ってもらえる解説文や品々を展示した。このことを、被告財団の山本瑞枝事務局長はよく知っていた。

ちなみに、これまでの海外からの要人招聘の準備については全て原告の私費で賄ってきた。被告財団が支払ったことはない。

フランスのNGOペネロペでの講演は、訪仏前にポスター蒐集の手伝いを依頼していたパリ在住の通訳者が事前準備でペネロペ事務所を訪問したところ、ポスター贈呈の用意があるが、その代わりに日本の女性の現状について講演してほしいとの要請があり、ポスター贈呈のお礼に講演を引き受けたのである。

従って、原告の訪仏は被告の主張するような「私的目的による自費による渡仏」（準備書面4）ではなかった。ペネロペ事務所を訪問したこと

自体、ポスター蒐集という目的のためである。原告の当事務所訪問を利用して、講演が企画されたというのが真実である。被告財団山本瑞枝事務局長は、このことをよく知っていたのである。

### 3 ポスター展について

ポスター展は2001年（平成13年）6月の男女共同参画週間事業での展示を皮切りに、「北欧・EUポスター展」という事業名で開催されてきた。

勿論、その何ヶ月も前から事業課職員や他の職員とともに準備を重ねた上で実施した。

以後、「北欧・EUポスター展」は1周年記念、2周年記念を含め10回行った。「北欧・EUポスター展 フランス編」は、前述したように渡仏して原告が蒐集したものを、原告が雇止めとなる2004年（平成16年）3月22日まで、すてっぷの事業として行った。

もともと、ポスターは原告が15、6年にわたって蒐集していたものがほとんどであるが、全世界を網羅しているものではなかった。そのため、ポスター展開催当初から「『北欧・EUポスター展』なのにフランス・ドイツ・イギリスのポスターがないんですね。」と観客から言われていた。これに対して、原告は「何年間かかけて少しづつ増やし、いずれ、そういう国のポスターもお見せしたい。」と答えてきた。このような声が寄せられていることを、原告は観客ばかりでなく、すてっぷの職員にも話していたのであり、被告財団のすてっぷの職員も知っていた。しかし、ポスター蒐集に係る費用が被告財団の予算から出ることは予め難しいと分かっていたため、原告は自費でまかなったのである。

市民に対して男女共同参画への理解を深めるために視覚で訴えて分かり易くすることは重要なことであり、施設としてのすてっぷをその目

的にかなった雰囲気、環境に整えることも参加しやすくするために必要なことである。また、ポスターを展示するだけでなく、解説文も載せ、すてっぷに立ち寄る市民に原告自身が分かりやすく解説する企画「すてっぷギャラリートour」も事業として行ってきた。

従って、フランスの女性運動のポスター蒐集は原告の私的なものではなく、「北欧・EUポスター展」の一環であり、加えて、すてっぷ来館者からの要請に基づき、原告が行ったものである。蒐集されたポスターは、原告はもちろん、事業課職員や他の職員大勢の共同作業を経て、すてっぷに展示されたのである。

#### 4 ポスター集出版について

出版について、被告財団第4準備書面では「フランスの女性運動のポスター収集は、原告が私的にポスター集出版の企画をしていたものである。」と述べているが、被告財団のこの文章はつながらない。

「フランスの女性運動のポスター収集は」3記載のとおりすてっぷに展示するために原告が私費で行い、実際にもすてっぷの企画としてすてっぷに展示されたものであり、ポスター集出版の企画とは別のものである。

ポスター集の出版は、すてっぷの「北欧・EUポスター展」のカタログが主目的で予定されていたものである。

出版については、すてっぷとスカンジナビア政府観光局の共催事業「スカンジナビアからのメッセージ」が2001年（平成13年）秋にすてっぷで行われた際、スカンジナビア政府観光局からすてっぷに来訪したスタッフが、展示されていたポスターを見て「そのカタログを本に出版したらどうか」と言って、スカンジナビア政府観光局と関係の深い出版社を紹介してくれた。

本の著者は蒐集の企画や貢献度からして「男女共同参画推進センター

すてっぷ」とするより「三井マリ子」個人とするのが適切であろうと判断し、被告財団山本瑞枝事務局長には、原告著となるであろうと話していた。しかし、あくまでも、すてっぷでのポスター展示の際のカタログとして使えるように発刊を考えていたので、何らかの形で「すてっぷ」を明記することになっており被告財団事務局長にも話していた。

このような形は、被告豊中市幹部職員と原告が中心となって編集した自費出版冊子『北への道 ノルウェーの男女平等』出版の際にもとっていたやり方である。この冊子については、被告豊中市のホームページにも掲載して広報されており、購買希望の申し込みはすてっぷ館長のメール宛てにし、すてっぷ受付カウンターにも見本誌が置かれるなどすてっぷでも販売の協力をしていた。

#### 5 非常勤館長職の廃止については原告は知らなかった

原告が、非常勤館長職の廃止によって被告財団から排除されようとしていることを知っていれば、被告財団のために自費で訪仏してすてっぷの企画の準備をすることなどないのであり、原告はすてっぷの事業を続けて発展させようと思っていたのであり、被告財団のスタッフも同様であった。

### 第3 「原告への求釈明」に対して

候補者Aは、被告豊中市が最初に打診したと主張する平成15年11月11日に就任要請を受けた人物とは別人である。Aは、被告豊中市から自分が最初に就任要請を受けたと考えている。

原告は、第4準備書面10頁において、候補者リストの開示を求めているが、まず1番目、2番目に要請（被告の言う「意向打診」）した候補者名を明らかにされるよう求める。